

令和 5 年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務

中部経済産業局の固定価格買取制度等における 事業計画実施状況等の 円滑な遂行に関する 調査報告書

2024年3月
エコリンクス株式会社



本編

1. 事業概要

1.1 本事業実施の背景と目的		3
-----------------	-------	---

2. 調査事業実施内容

2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査		5
2.2 具体的な対応事例の紹介		13
2.3 現地調査		22
2.4 自治体ヒアリング		29

3. 課題と対応方針

3.1 課題整理		34
3.2 令和6年4月の法改正による制度変更概要		36
3.3 対応方針		37

資料編

1 通報案件に対する確認事項		41
2 現地調査実施報告書		46
3 自治体連携会議の開催		61
4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧		64

1. 事業概要

1.1 本事業実施の背景と目的

1.1 本事業実施の背景と目的

趣 旨

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入を促していくためには、地域の理解を得て、地域社会と一体になりながら、責任ある長期安定的な事業運営を実施していく必要がある。

本事業は、地域住民や自治体の課題を把握し、地域と共生した再生可能エネルギー普及促進に向けた方針を検討するため実施するものである。

再生可能エネルギー普及に向けた現状

- ・2012年に固定価格買取制度（FIT制度）の創設以降、太陽光発電設備を中心として再生可能エネルギーの普及が拡大。
- ・柵塀・標識の未設置、設備敷地内の管理不足（草の繁茂等）、土砂流出防止策の不徹底等の不適切案件が多発し、地域とのトラブルに発展するケースも発生している。
- ・地域の実情に則した再生可能エネルギーに関する条例・ガイドライン等を制定し、発電事業者に対する指導強化を推進している自治体もある。

本事業の目的

- ・地域と共生した再生可能エネルギーの普及に向けて、地域トラブルの実態を把握。
- ・自治体が抱えている再生可能エネルギー発電設備に係る地域における課題の把握。
- ・自治体等関係各所と適切なコミュニケーションを図り、連絡体制の整備を通じた不適切な案件の早期解消。
- ・不適切案件の問題解決プロセス構築に資する改善策の提案、実行、調査。

2. 調査事業実施内容

- 2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査
- 2.2 具体的な対応事例の紹介
- 2.3 現地調査
- 2.4 自治体ヒアリング

2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

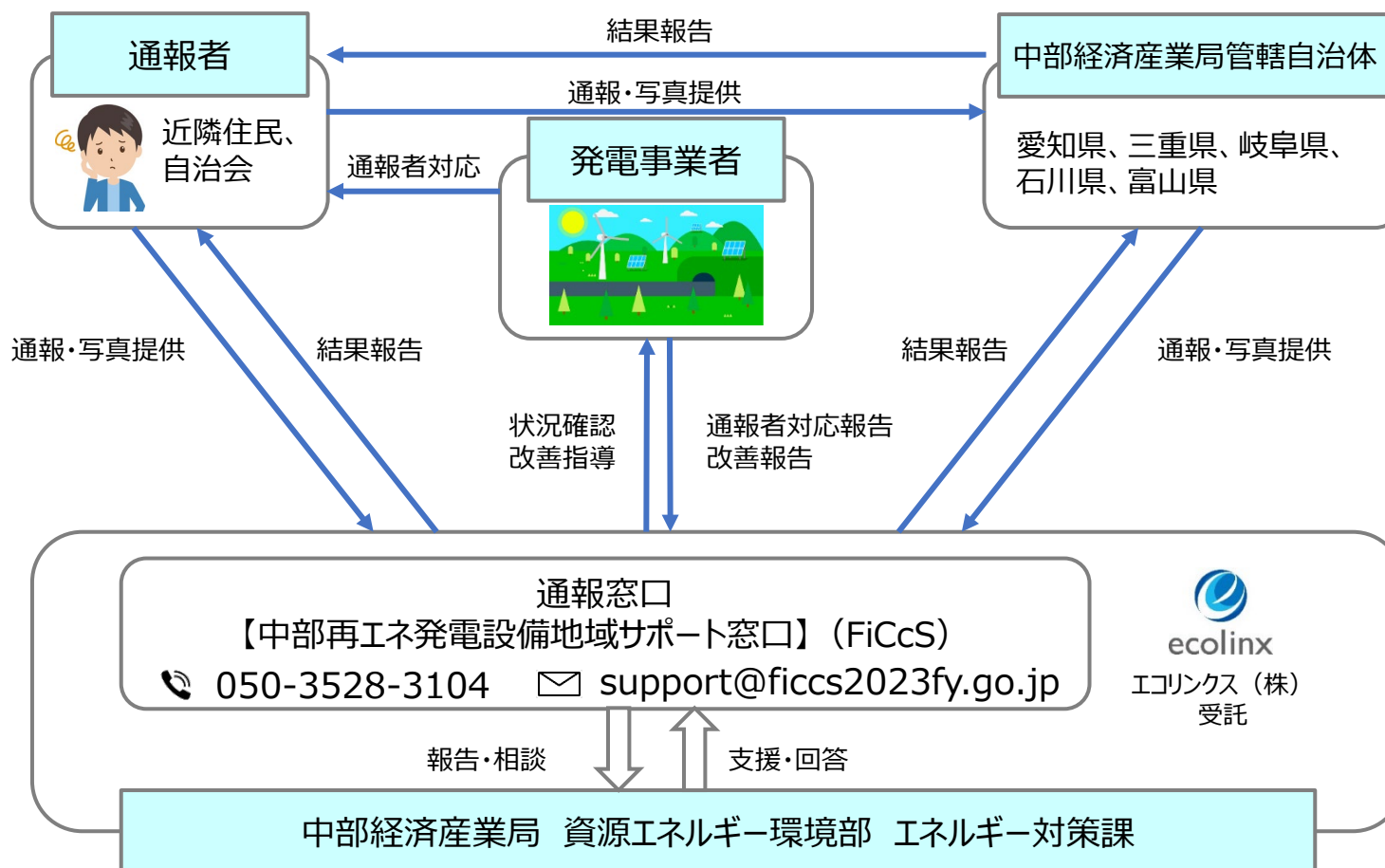
サポート窓口概要

専用の電話番号および業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整を実施。

項 目	内 容
名称	・ 正式名称：中部再エネ発電設備地域サポート窓口 ・ 通 称：F i C c S（フィックス）
設置期間	・ 令和5年4月4日～令和6年3月29日
対応時間	・ 平日（年末年始を除く）9:00～18:00
設置場所	・ 京都府木津川市木津川台9丁目6番地（けいはんなオープンイノベーションセンター） エコリンクス株式会社内
連絡先	・ 電話番号：050-3528-3104 ・ E-Mail： support@ficcs2023fy.go.jp
窓口業務	・ 問い合わせの状況に応じて、担当課及び自治体と連携を図りながら改善に向けた連絡調整を行うとともに、事前に協議した調査内容を担当課に定期的に報告する。 ・ また、改善指導等に係る業務補助を行う中で、当該事案の改善状況等の調査を行う。

2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

サポート窓口概要



2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

通報案件の概要

相談窓口に通報のある内容は、主に以下のとおりである。（通報案件のほとんどが太陽光発電所に関するもの）

案件区分	内 容
柵塀・標識	柵塀・標識の未設置（柵塀の高さ・強度が不十分である等）
草の繁茂	草の繁茂状態の放置 （害獣の発生や漏電による火災発生、道路等の見通しが悪くなる等）
関係法令・条例	- 国・自治体が定める関係法令・条例等に違反 - 設計時点と施工後の計画変更に伴う調整不足（施工後に関係法令・条例違反が判明） - 景観上の懸念（関係法令・条例では「推奨事項」とされることが多い）
地域共生	- 地域住民への説明不足（説明会の未開催等） - 発電事業に対する発電事業者と地域住民の捉え方の相違により生じるケース - 関係法令・条例違反には当たらないが、地域トラブルに発展したケース（民事案件）
その他	再エネ特措法の対象とならないケース（非認定設備、発電設備敷地外のトラブル等）

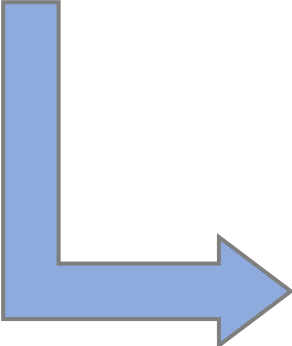
2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

通報案件件数（令和5年4月4日～令和6年3月21日）

令和5年度のご相談窓口開設期間中に通報のあった件数及び主な内容は、以下のとおりである。

FICcS窓口開設期間中の通報案件総数：128件

（令和6年3月21日現在）



県 別	件 数	案件区分	延べ件数
愛知県	19	柵塀・標識	83
岐阜県	31	草の繁茂	51
三重県	67	関係法令・条令	10
石川県	1	地域共生	26
富山県	1	その他	45
※ 該当なし	9		

※該当なし：

- ①発電所所在地の申告がなく特定できない案件
- ②制度についての質問
- 等の地域の分類ができない案件

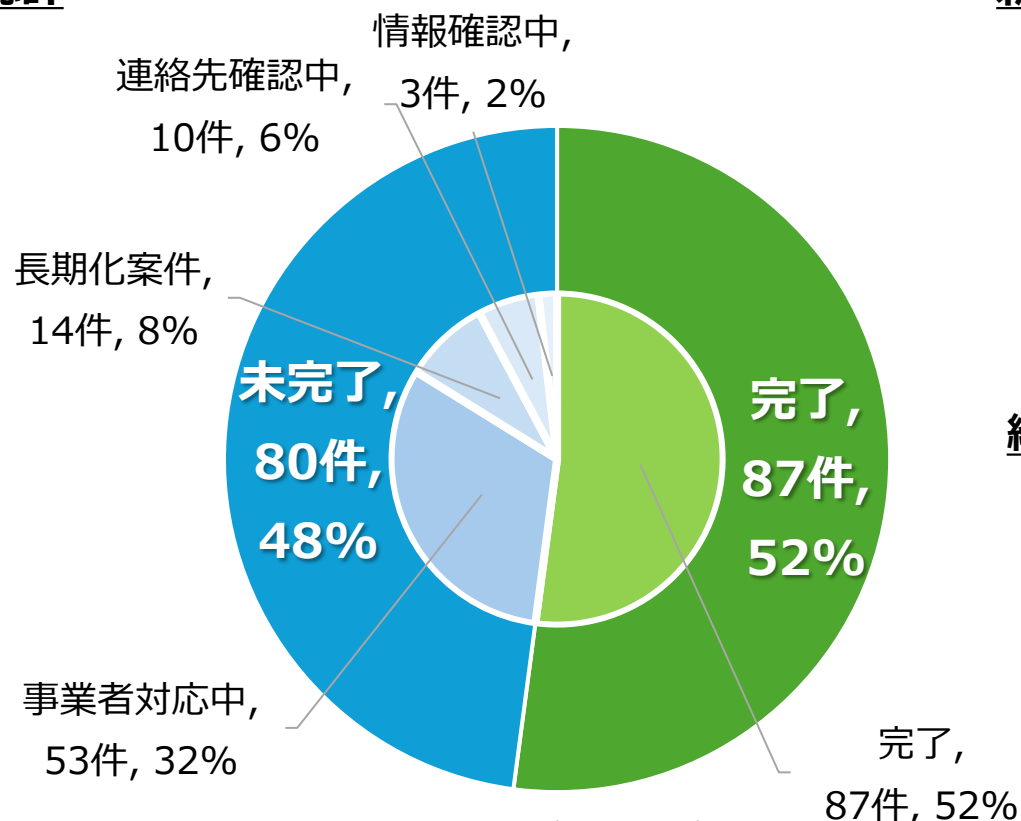
※重複あり（1通報につき複数該当がある案件があるため）

2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

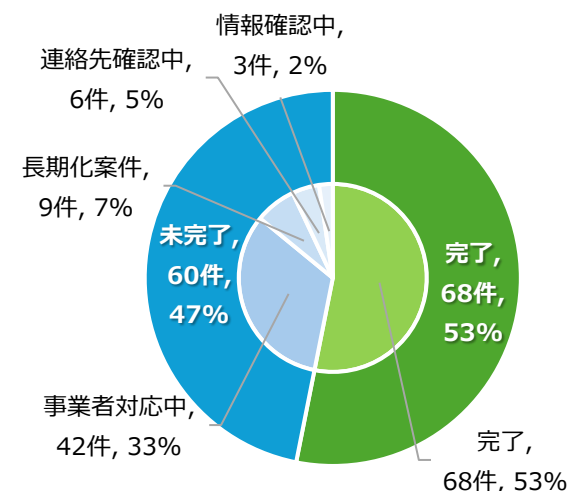
通報案件進捗状況

「継続案件」は、令和4年度以前からの継続案件。「新規案件」は、令和5年度の新規案件。
 令和5年度の対応案件総数は167件（新規案件128件、継続案件39件）
 うち完了は87件（新規案件68件、継続案件19件）

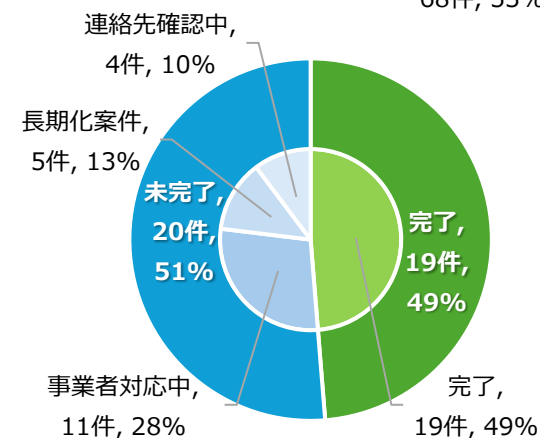
総計



新規案件



継続案件



※1 重複あり（1通報につき複数該当がある案件があるため）

※2 長期化案件：1ヶ月以上事業者による改善方針が示されていない案件

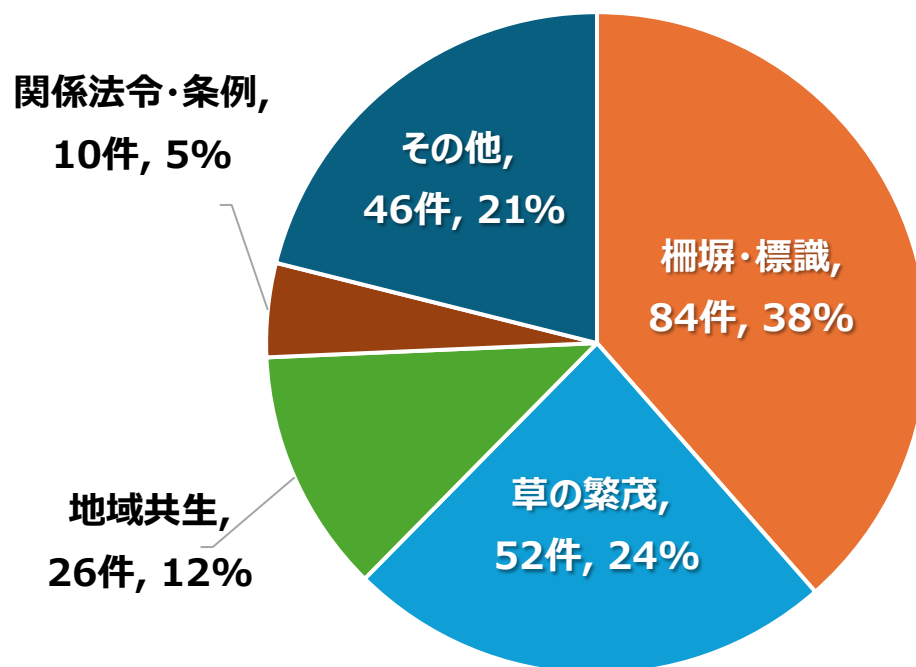
2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

不適切案件区分

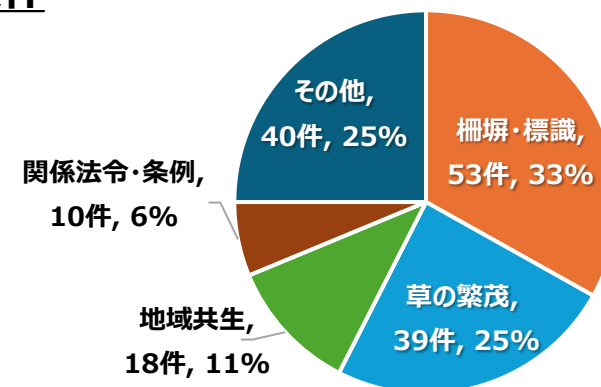
「継続案件」含め、不適切案件区分の割合は以下のとおり。

(柵塀・標識 38%、草の繁茂 24%、地域共生 12%、関係法令・条例 5%、その他 21%)

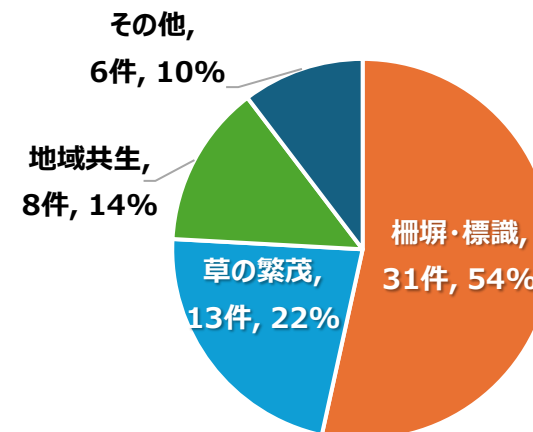
総計



新規案件



継続案件

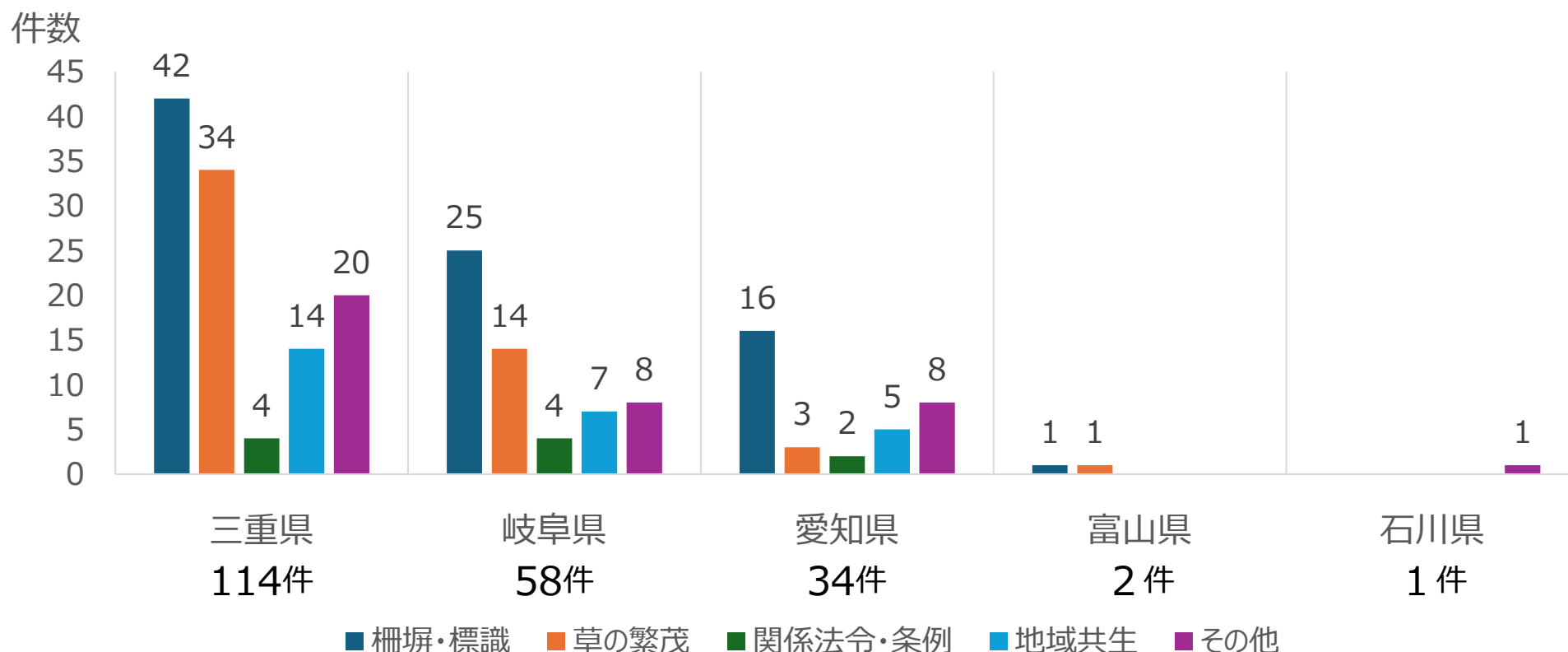


※重複あり（1通報につき複数該当がある案件があるため）

2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

地域別不適切案件区分

通報件数が一番多かったのは太陽光発電設備の普及が進んでいる三重県であり、通報案件区分で最も多かったのは、柵塀・標識の不備に関するものであった。



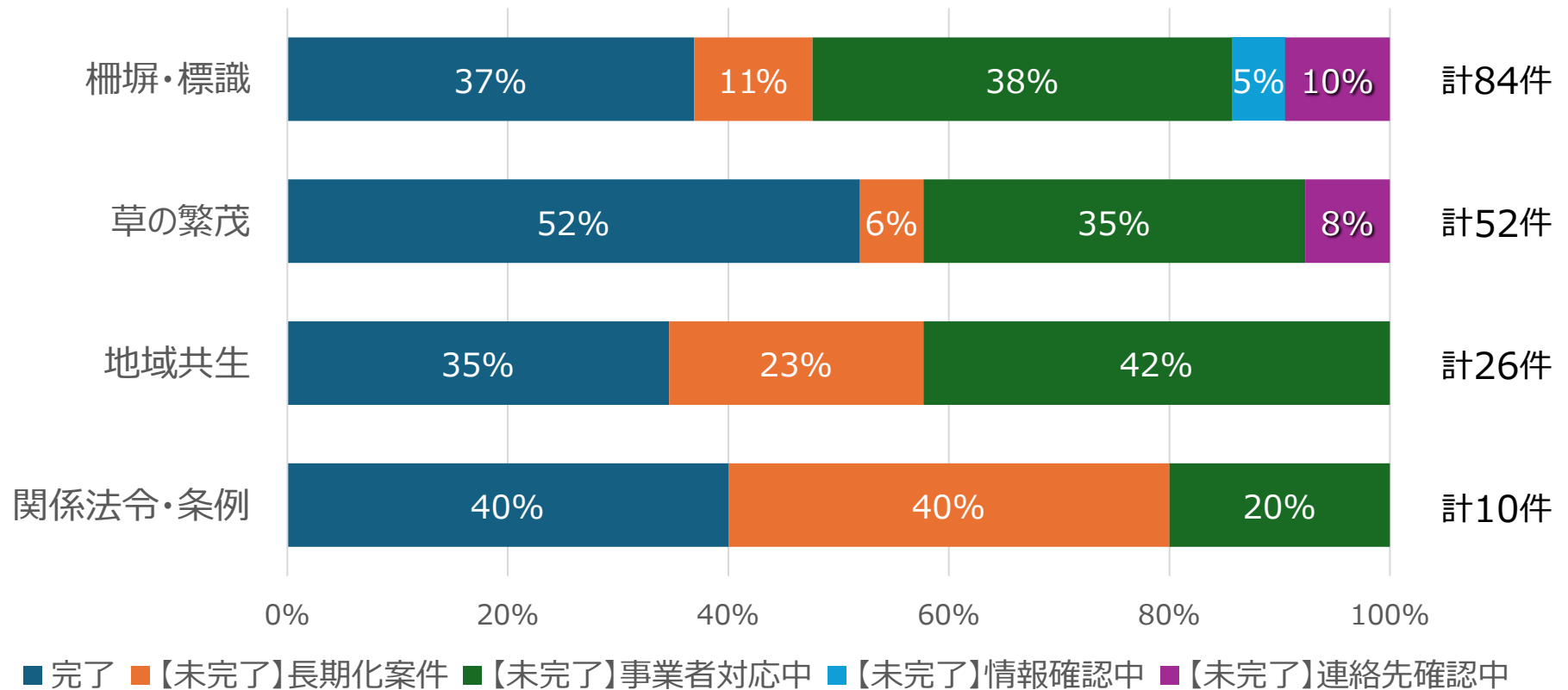
※1 重複あり（1通報につき複数該当がある案件があるため）

※2 地域の分類ができない案件（①発電所所在地の申告がなく特定ができない案件、②制度についての質問、等）9件は除く

2.1 再エネサポート窓口設置による通報案件の実態調査

不適切案件区分別進捗状況

窓口が介入したことによる解決した案件区分の割合は「草の繁茂」に関するものが最も高かった。
また、「地域共生」や「関係法令・条例」に関する問題については、長期化する割合が他の区分よりも高いことが分かった。



- ※1 重複あり（1通報につき複数該当がある案件があるため）
 ※2 長期化案件：1ヶ月以上事業者による改善方針が示されていない案件
 ※3 不適切案件区分「その他」45件は除く

2.2 具体的な対応事例の紹介

柵塀・標識の設置

柵塀・標識未設置で通報あり。ガイドラインの独自解釈により柵塀・標識の設置義務について理解が十分ではなかったケース

通報内容

- 自治体からの通報。柵塀・標識未設置。
- 発電設備構内に容易に立ち入ることができる状態（道路添い2面は門付きの塀が設置されているが1面は雑木林に面し、1面は完全に塀が途切れた状態）

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県新城市黒田	発電出力（kW）	60.0
要望	ガイドラインに沿った適切な柵塀・標識の設置		

関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀：第5条第1項第3号、標識：第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン（遵守事項）	【第2章第2節 設計・施工】 4.周辺環境への配慮

2.2 具体的な対応事例の紹介

柵塀・標識の設置

経過	
日付	対応
2023/7/10	自治体より通報。柵塀・標識が未設置。ガイドラインに沿った改善を希望。 (通報をいただいた後の事業者特定について、標識未設置であり、自治体にも情報は少なかったため、難航)
2023/10/13	再度、自治体より同内容で通報あり。発電所の1部の状況しかわからないため、四方の状況がわかる写真の提供を依頼。
2023/10/30	事業者情報の特定後、事業者へ架電するも不在。
2023/11/30	事業者と連絡がつかないため、保守点検事業者へ架電。通報内容をお伝えし、事業者とご相談いただくよう依頼。
2023/12/11	保守点検事業者の主張としては、「当発電設備については私有地でほぼ囲われているため、内部の発電所の柵塀は設置不要である」とのことであったが、ガイドラインで示している「第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合」には該当しないケースであるため、ガイドラインを確認の上事業者と相談するよう再度依頼。
2023/12/26	保守点検事業者より所有地の塀内部に発電所の柵塀・標識の設置が完了報告あり。(設置写真も確認)

指導・結果

- 事業者は、私有地に建設された発電所の柵塀について、私有地がある程度囲われていれば内部の発電所の柵塀は不必要と考えていた。
- 法令・ガイドラインに基づいた説明を行うことで、事業者のご理解をいただき、改善につながった。

2.2 具体的な対応事例の紹介

柵塀・標識の設置

写真

改善前



私有地を囲む塀は一部あるが、前面にはなく、住民が通る道に面している部分等は容易に立ち入ることができる状況であった。



改善後



発電所を囲む柵を新たに設置

標識を新たに設置



2.2 具体的な対応事例の紹介

草の繁茂

事業者は草の繁茂対策として、発電所柵堀内のみ除草剤の散布を行っていたが、柵堀外の対策を行っていなかったため、草が繁茂し道路の視界の妨げや草の種が周囲の土地に飛ぶ等、近隣住民に被害が及んでいたケース

通報内容

- ・ 近隣住民からの発電所敷地における草の繁茂に対する除草対応と今後の継続的な対応要望について通報あり。
- ・ 発電所から繁茂した草が、道路にはみ出し視界を妨げており、事故の危険性がある。
- ・ 発電所出入口が未施錠であり、発電所内に容易に侵入が可能。
- ・ 近隣の休耕田他に雑草の種が落ち、翌年さらに草が繁茂する等の悪循環に近隣住民も困っている。
(害獣・害虫の発生も懸念)

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県瑞浪市窯戸町	発電出力 (kW)	44.0
要望	長期的な草の繁茂対策		

関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	－
事業計画策定ガイドライン（遵守事項）	【第2章第3節 運用・管理】 2－（2）.発電性能の維持に関する取組 4.周辺環境への配慮

2.2 具体的な対応事例の紹介

草の繁茂

経過	
日付	対応
2023/8/21	- 近隣住民より入電。発電所柵内に除草剤を散布し雑草を踏み倒すのみで柵外は放置している。 - 草が繁茂し道路へ伸びて視界を妨げており事故の危険性があるので事業者への除草の指導を希望。
2023/8/28	事業者へ架電。除草剤は年に2～3回発電所内に散布しており、発電所の管理は適切であるとの主張であったが、通報内容を伝えたところ、「都合が付き次第、発電所へ除草に行く」と回答あり。
2023/8/31	通報者より「事業者が発電所には来たが除草剤散布と雑草を踏み倒したのみの対応で除草されたとは言えない。」と連絡あり。（写真提供あり）
2023/9/13	区長からも同発電所についてメールにて通報あり。区の意見として事業者への除草依頼行うとのこと。
2023/10/10	- 通報者より発電事業者へ、区長より区の意見として除草依頼があった旨を連絡。 - 区長立会いの下で除草を行うことで調整。（その後完了写真とともに報告あり）

指導・結果

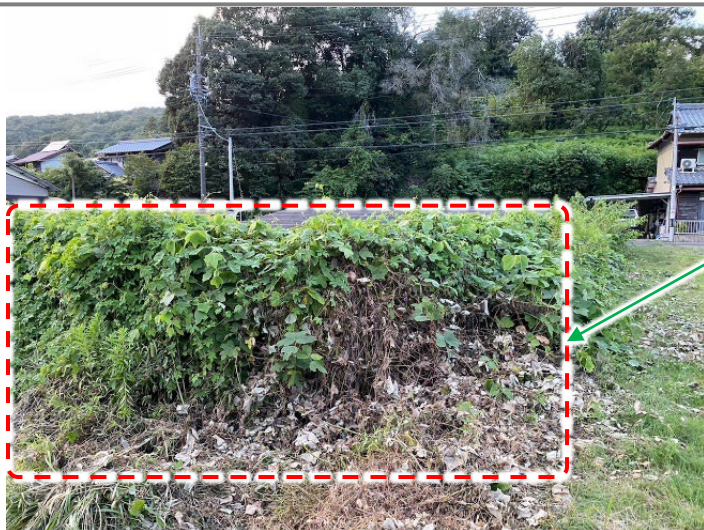
- 当初、事業者自身は発電所を適切に管理していると認識していたが、近隣住民からの通報のあった発電所の現状をお伝えするとともに、地域共生及び発電所の安全性の観点から除草対応を依頼。
- 窓口より通報者に対して、事業者との直接の話し合いを含めて提案し、地区の要望として除草依頼することとなった。
- 事業者が区長立会いの下で除草作業を行う段取りで調整。
- 事業者と地域住民との直接の調整の結果、長期的な対応として防草シートの設置を約束。
- 現在、近隣住民協力の下で防草シートの設置が進んでおり、当事者間で話し合い・協力体制が構築されたことで、当窓口の対応としては完了とした。

2.2 具体的な対応事例の紹介

草の繁茂

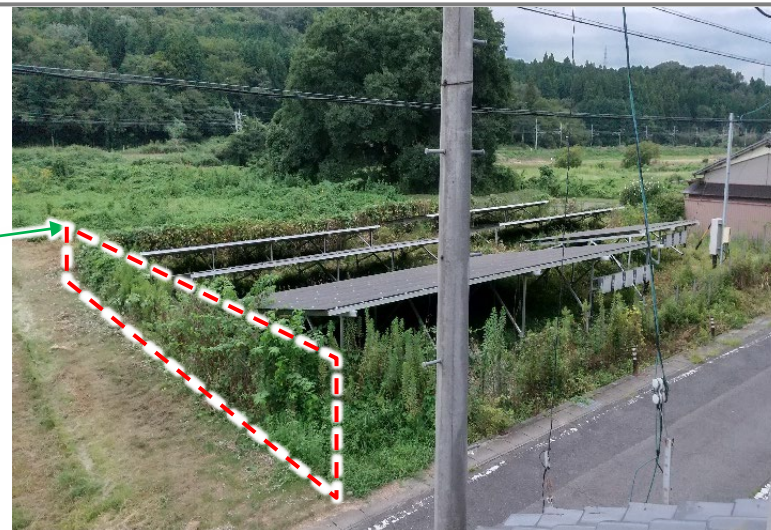
写真

改善前



・発電所内部のみならず、柵塀・外部にまで草が繁茂している状態であった。

・柵塀の扉が未施錠であった。



改善後

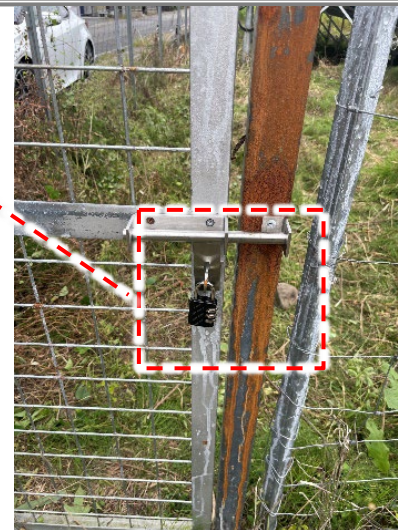


除草完了

防草シートの設置



施錠実施



2.2 具体的な対応事例の紹介

土砂流出

雨天により土を含む雨水が道路へ流出したが、標識未設置により事業者への連絡がつかず、被害が拡大してしまったケース

通報内容

- ・ 近隣住民からの通報。雨天時の土砂流出について被害が拡大しているため、早急に事業者を特定し、対応を依頼してほしい。
- ・ 標識未設置のため、自治体でも事業者を特定できず、対応ができない状態である。
- ・ 土砂流出以外でも、除草剤の多用により周辺の草木の枯れ込みが生じているため対応してほしい。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県恵那市山岡町	発電出力（kW）	40.0
要望	標識の設置、除草剤の多用を中止、雨天時の土砂の流出に対しての対応。 今後の継続的なメンテナンスの実施。		

関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	標識：第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン（遵守事項）	－

2.2 具体的な対応事例の紹介

土砂流出

経過	
日付	対応
2023/5/16	- 通報者より入電。雨天時に発電所から土砂が道路に流出しており、近隣の田畑への除草剤の影響も不安。 - 発電所内外に強力な除草剤を散布され、一帯が枯れ込んでいる。 - 標識の設置がなく、事業者を特定できない。
2023/5/24	- 通報者より雨天時の土砂流出写真の送付あり。 - 柵塀の設置部分の土が崩れだしているため、柵塀の倒壊の恐れも含めて窓口より事業者へ連絡することとした。
2023/7/13	- 電話、メールでは連絡が取れなかったが、郵送対応後事業者より入電。標識は台風で外れ、再設置予定。 - 発電所奥にマムシとスズメバチが発生したため、除草剤を散布して忌避剤としていた。 - 土砂流出に関しては市でも調査が進められており対策が必要であることを説明し、改善の了承を得た。
2023/8/7	事業者より写真とともに完了報告あり。道路に隣接している柵塀部分を中心に防草シートを設置し、雨天時の土砂流出については近隣住民の方の協力を得て様子を見ることになった。今後の被害が改善されないようであれば引き続き対応を行う旨約束いただく。
2023/8/8	通報者より入電。土砂の流出に関しては、雨天時に現地を確認してから判断したいとの連絡あり。流出がまだ見られるようであれば窓口へ再度ご連絡いただくこととし、一旦、対応完了とした。

指導・結果

- 事業者特定後、標識設置の必要性和遵守事項であることを改めてお伝えし、可能な限りの早期の対策・設置を依頼。
- 近隣の方とご相談いただき、今後も土砂流出等について早期発見・対策が可能な協力体制を確立。
- 通報者に対しては、今後も対応が必要なことがあればご連絡いただくようお願いして対応完了とした。

2.2 具体的な対応事例の紹介

土砂流出

写真

改善前



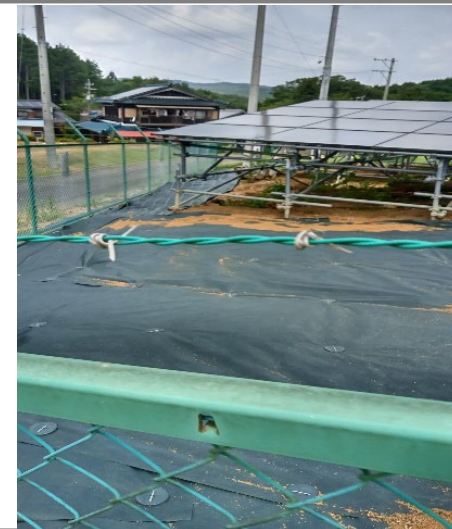
雨天時に、雨水とともに土砂が発電所内部から道路へ流出していた。



改善後



防草シートにて
土砂流出を防止



2.3 現地調査

調査概要

中部再エネ発電設備地域サポート窓口（FiCcS）に寄せられた通報案件のうち、対応が長期化している等、現地調査を行うべきと判断された案件に対して実施。

【調査実施案件】

- ・事業者に連絡が取れない案件
- ・自治体から現地調査依頼があった案件
- ・調査対象案件の近隣に設置されている発電設備で不備が発見された案件 等

【調査実施件数】

31件（低圧23件、高圧8件）

（※地域別内訳：三重県（15件）、岐阜県（10件）、愛知県（6件））

【調査方法】

- ・発電所の外部より、柵塀、標識、雑草の状況を目視確認
- ・自治体からの通報案件に関しては、自治体職員に同行いただき実施
- ・通報をいただいた近隣住民の方に現地でヒアリング

2.3 現地調査

調査結果（柵塀の設置）

調査件数31件のうち、柵塀の設置に関する不備案件は19件(61%)あり、このことから長期対応となるケースが多いと考えられる。また、不備内容の内訳は以下のとおりとなる。

不備内容	件数（割合）
柵塀が設置されていない	3件（16%）
柵塀の高さが低く、外部から設備に容易に触れることができる	7件（37%）
柵塀に隙間があり、発電所内に侵入が可能	9件（47%）
柵塀が容易に取り除くことができる材料が使われている	9件（47%）
施錠されておらず、発電所内に侵入が可能	6件（32%）

※重複あり（複数該当があるため）

（柵塀の判断基準）

再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号及び事業計画策定ガイドラインより

- ・事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること（具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること）
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること

2.3 現地調査

課題と対策案（柵塀の設置）

課題

改善が実施されても、再エネ特措法に準拠した仕様になっていない

<原因分析>

柵塀の基準の解釈が事業者ごとに異なっている

不備とする根拠が弱い

柵塀の基準に具体的な数値の規定がない

[以下の基準に対する解釈が曖昧となっている]

発電設備と柵塀等との距離

第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

柵塀等の高さ

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

柵塀等の強度（材質）

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

対策

<対策1>

具体的な写真とともに基準が示されている「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ」（2021年4月1日資源エネルギー庁）を使用することで具体的な改善イメージを事業者とすり合わせながら改善指導を行う

<対策2>

HP等を活用し、好事例の周知を図ることで、事業者だけではなく地域の方々に対しても、地域と共生した再生可能エネルギーのかたちの理解促進を図る

<対策3>

協力いただける自治体の地域については、自治体と調整し地域ごとの基準を定め、その基準に基づいた指導を行う

2.3 現地調査

調査結果（標識の設置）

調査件数31件のうち、標識の設置に関する不備案件は14件(45%)あった。柵塀が設置されていない案件について標識に不備があるケースがほとんどであり、標識のみの不備は1件のみであった。不備内容の内訳と以下のとおりとなる。

不備内容	件数（割合）
標識が設置されていない	10件（71%）
標識記載の情報が、認定情報と異なっている（変更を反映していない等）	2件（14%）
記載内容が判読できない（文字が経年劣化等で薄くなり見えなくなる等）	1件（7%）
固定が不安定で、強風等で飛んでしまう恐れがある	1件（7%）

※重複あり（複数該当があるため）

（標識の判断基準）

再エネ特措法施行規則第5条第1項第5号及び事業計画策定ガイドラインより

- ・発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること
- ・風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適切な材料を使用すること

2.3 現地調査

課題と対策案（標識の設置）

課題

標識の設置が、再エネ特措法における義務であることを発電事業者が理解していない

<原因分析>

標識設置が義務であることを知らない

法令違反であっても罰則がないため放置

通報や苦情を受けたくないため、連絡先を記載した標識を設置していない事業者も一部存在する

標識不備のうち71%が「標識の設置がない」ものであり、発電事業者に標識を設置する認識の有無が最も大きく影響しているものと考えられる

対策

<対策1>

改善指導の際に、標識の設置は再エネ特措法で定められた義務であり、未設置は法令違反であることを強調し、改善を促す

<対策2>

標識に連絡先を記載する事で、発電所に異常があった際に付近住民の方からの連絡で早期対応ができた等の、標識設置によるメリットの事例を伝える

2.3 現地調査

調査結果（草の繁茂）

調査件数31件のうち、草の繁茂に関する不備案件は15件(48%)であった。柵塀・標識が設置されていない案件について草の繁茂が生じている件数が8件あることから、発電所の適切な管理について法令及びガイドラインの遵守事項を認識していない事業者が一部いることがわかる。不備内容の内訳と以下のとおりとなる。

不備内容	件数（割合）
発電所敷地内に草が繁茂している	10件（71%）
柵塀の外側に草が繁茂している	12件（80%）
敷地内、柵塀の外側ともに草が繁茂している	8件（53%）
除草はされているが、発電所敷地内に放置している	2件（13%）

※重複あり（複数該当があるため）

（除草の判断基準）

事業計画策定ガイドラインより

・発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること

2.3 現地調査

課題と対策案（草の繁茂）

課題

一部の事業者において、草の繁茂への対応を含めた発電所の管理に対する認識がない。

＜原因分析＞

草の繁茂による地域への影響を理解しないまま管理を疎かにしている事業者が一部存在する

発電所の管理の認識がないまま事業譲渡を受けている事業者が一部存在する

地域住民との合意がないまま事業を開始している

- ・ 柵塀、標識、雑草対策の全てに不備がある案件が8件あり、このことから発電所の適切な管理について法令及びガイドラインの遵守事項を認識していない事業者が一部いることがわかる
- ・ 発電所事業者として発電所の管理を行わなければならないことへの理解がないまま事業譲渡を受けた事業者も一部存在している

対策

＜対策 1＞

草の繁茂が発電量の低下、害虫の発生、獣害等のリスクがあることを説明し、除草の実施を促す

＜対策 2＞

草の繁茂がゴミのポイ捨ての増加や、防犯上の問題、道路の死角を作る等、近隣の環境に悪影響を及ぼす事を説明し除草の実施を促す

＜対策 3＞

事業譲渡を行う場合において、発電所の適切な管理に対する理解を確認するとともに、地域との関係構築を図る仕組みづくりを検討する

2.4 自治体ヒアリング

自治体ヒアリング概要

1. 趣旨・目的

再生可能エネルギー発電事業における不適切事案について、各自治体が対応しているケースの発生状況及び対応状況を把握すること

2. ヒアリング内容

①不適切案件に関する意見交換

注視している不適切案件の状況、市としての対応や、近隣住民の反応等の情報共有

②不適切案件に関する対応状況について

市内の再生可能エネルギー発電に関する近隣住民とのトラブル等、市への相談事例はあるか。
相談事例についてどのように対応されているか。等についての聞き取り

3. ヒアリング実施対象自治体 15自治体

愛知県：豊橋市、田原市、新城市、知多郡美浜町

岐阜県：中津川市、恵那市、瑞浪市、不破郡関ヶ原町、郡上市

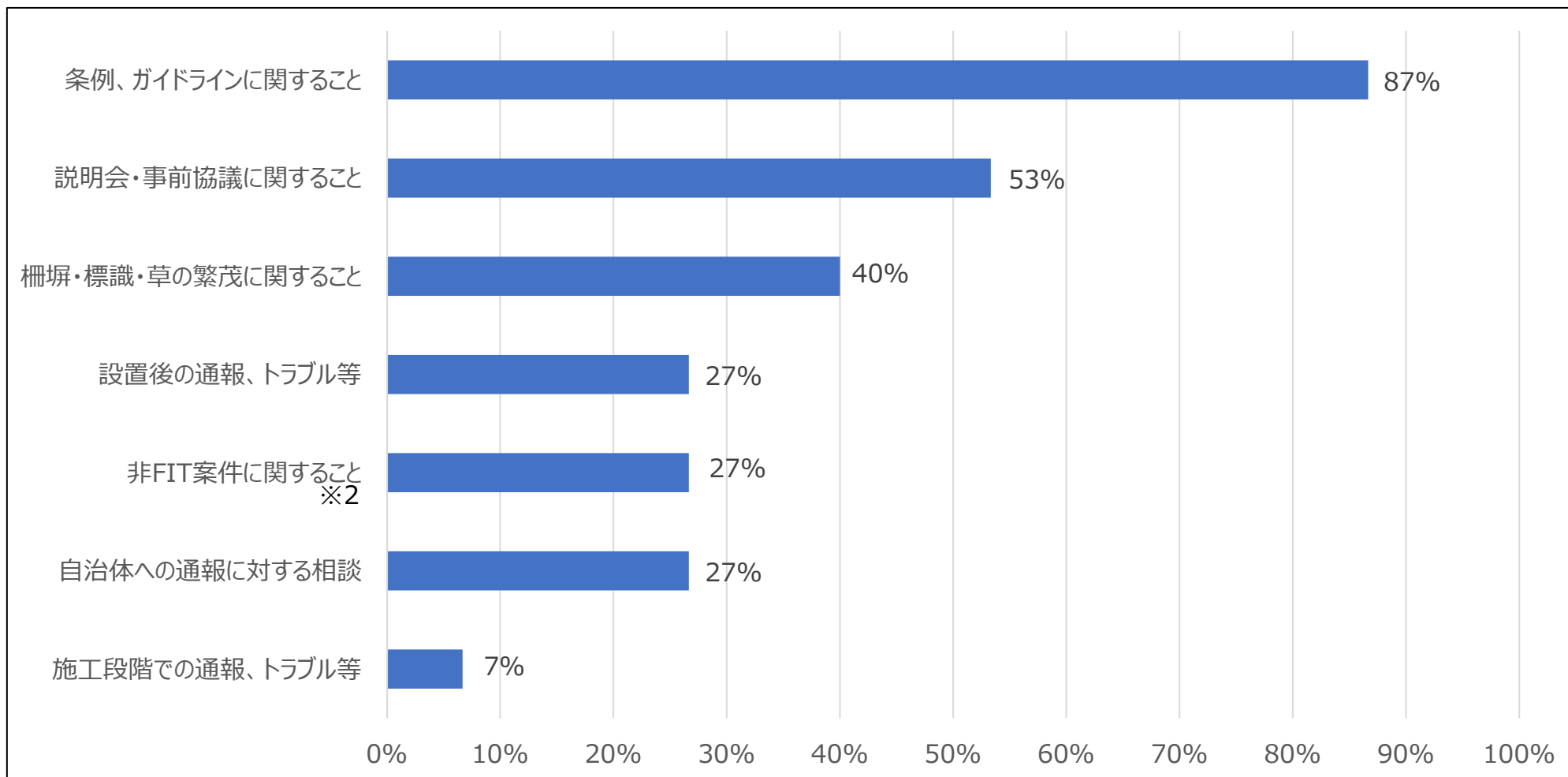
三重県：津市、伊賀市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、四日市市

（※富山県、石川県は震災の影響でヒアリングは中止）

2.4 自治体ヒアリング

自治体における再生可能エネルギー発電設備に対する懸念事項について

ヒアリングにおいて自治体から上がってきた懸念事項をカテゴリー別に分類すると以下のとおりとなる。※1



※1 比率は自治体数で算出しており、同カテゴリで複数の情報があっても1件としてカウント

※2 非FIT案件：再エネ特措法の認定を取っていない案件

2.4 自治体ヒアリング

ヒアリングを実施した自治体における条例等の制定状況

①条例、ガイドライン、要項の制定の自治体数

自治体において 条例を制定	自治体において ガイドラインを制定	自治体において 要綱を制定	資源エネルギー庁 ／県で定めた ガイドラインの活用
3	3	2	6

②条例、ガイドライン、要綱における遵守事項

遵守事項	条例を制定した自治体数
事前協議、地元説明会の実施	5
土地購入時における事前相談	1
工事計画書、届出書の提出	4
問題発生時の対応確約書の提出	1
地元合意書の提出	2
工事着工届の提出	1
地元説明会資料の提出	1

2.4 自治体ヒアリング

自治体担当者からのヒアリング結果概要

柵塀・標識の設置に関すること

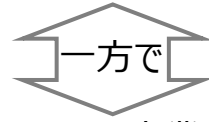
発電所が設置されている地域や立地条件によって、通報案件となる基準が異なっている。



自治体におけるパトロール等との連携を強化し、統一的に不適切案件の是正を進める必要がある。

太陽光条例に関すること

条例により、説明会や事前協議を事業者に対して求めている自治体においては、通報件数が減少する等、一定の成果が確認できた。



規制を強めることで、事業者の足枷になりかねないから条例を制定しない自治体もある。

設置後のトラブル

発電所が原因か特定できない問題や眺望・景観等、地域住民と事業者の捉え方の違いによって生じた問題については、事業者対応に繋ぐことが難しいケースが多い。



地域と事業者の関係性構築を図る仕組みづくりが必要である。

草の繁茂に関すること

草の繁茂により、道路の視界が悪くなるだけではなく、景観が崩れたり、ポイ捨てが増加する傾向がある。



発電設備の草の繁茂により生じている状況を現地写真とともに事業者に伝え続ける必要がある。

施工段階でのトラブル

- ・発電設備設置前の事前説明がなく、勝手に建設開始している事業者がいて困っている。

- ・また、工事段階での通報に対し、速やかに対応される場合もある一方で、指導や協議に応じない場合や中断した状態で放置される場合もある。



地域に対する事前説明が必要

その他懸念事項

非FIT（再エネ特措法の認定を取っていない案件）の通報が増えている一方で、法令やガイドラインでカバーできない案件については対応できない。



地域共生の面から事業者と地域との関係構築を促すとともに、自治体と連携し、地域実情に合わせた条例の制定等の必要性の検討を行う。

3. 課題と対応方針

3.1 課題整理

3.2 令和6年4月の法令改正による制度変更概要

3.3 対応方針

3.1 課題整理

調査結果より抽出された主な課題について、以下のとおり案件別に整理する。

柵塀の設置に関すること

- ・柵塀の設置については、他の案件と比較して問題が長期化する傾向にある
- ・柵塀の基準に具体的な数値の規定がないため、基準に対する解釈が事業者ごとに異なっている
- ・指導する際にも、具体的な基準を示すことができないことから、事業者の理解を得ることが難しい

標識の設置に関すること

- ・法令及びガイドラインの遵守事項である標識の設置の必要性を認識していない事業者が一部存在する
- ・通報や苦情対応から逃れるため、あえて標識を設置していない事業者も一部存在する
- ・事業計画が変更となっても、標識の情報が更新されていないため事業者と連絡がつかないケースもある

草の繁茂に関すること

- ・草の繁茂で通報がある案件について、柵塀・標識の設置がされていないものが多く、発電所の管理に対する事業者としての認識がないケースがある
- ・草の繁茂による周辺地域へ被害を理解せず、放置している事業者が一部存在する
- ・事業者が発電所の運用・維持管理等を保守事業者等に全て任せてしまい、除草等の運用・維持管理には無関心なケースがある

3.1 課題整理

調査結果より抽出された主な課題について、以下のとおり案件別に整理する。

関係法令・条例に関すること

- ・太陽光条例を制定している自治体においては、通報件数が減少する等、一定の成果が確認されている
- ・一方で、条例制定により規制を強めることになり事業者の足枷になりかねないことから、条例を制定しないとしている自治体もある

地域共生に関すること

- ・発電設備設置前の事前説明がなく、勝手に建設開始している事業者が一部存在する
- ・発電所が原因かどうか特定できない問題や眺望・景観等、地域住民と事業者の捉え方の違いによって生じた問題については、事業者対応に繋ぐことが難しいケースが多い
- ・地域住民への十分な説明がないまま事業を開始しているケースにおいて、地域トラブルに発展する割合が多い

その他事項に関すること

- ・非FIT（再エネ特措法の認定を取っていない案件）の通報が増えている一方で、法令やガイドラインでカバーすることができない案件については対応できない

3.2 令和6年4月の法改正による制度変更概要

制度改正内容概要（関連項目のみ抜粋）

周辺地域への事前周知が認定要件化

地域への説明会及び事前周知については、各自治体の関係法令・条例で定めている場合等のケースのみ事業者から地域住民への説明又は周知の対応を実施していたが、法改正により新規認定申請時及び一部の変更認定申請時において認定要件化する

事業規律強化に係る制度変更

法令が遵守されていない発電事業者に対しての交付金留保措置や所在不明の発電事業者に対する[※]公示送達[※]の措置を設ける
（※公示送達：公示送達とは、相手方を知ることができない場合や、相手方の住所・居所がわからない人、相手方が海外に住んでおり、その文書の交付の証明が取れないとき等に、法的に送達したものとする手続きのこと）

3.3 対応方針

自治体と連携した再生可能エネルギー発電設備の事業規律強化

統一的な不適切案件への対応強化

<取組の検討案>

- ・一部の自治体において既にご協力いただいている自治体における環境パトロールの際の再生可能エネルギー発電設備の見守りの実施について、連携していただける自治体を募り、範囲を拡大していく。
- ・衛星情報等を活用した不適切案件の発見と改善指導の実施
- ・局の現地調査体制の強化（実施回数の増加等）
- ・2024年4月の改正再エネ特措法によって、住民説明会が義務化されたことの周知をホームページ等を利用して実施

【関連する課題】

柵塀の設置、標識の設置、草の繁茂

太陽光条例やガイドラインに関する好事例及び課題の共有

- ・太陽光条例やガイドラインを制定している自治体においては、通報件数が減少する等、一定の成果が上がっている。一方で、条例制定により規制を強めることになり真面目に取り組んでいる事業者の足枷になりかねないことを懸念する自治体もいることから、条例やガイドライン等を制定することによるメリットと生じる課題について、自治体連携会議等の機会を通して情報共有を図っていく。

【関連する課題】

地域共生、関係法令・条例、その他事項に関すること

3.3 対応方針

再生可能エネルギー発電事業者への理解促進

改善指導力の強化

- ・柵塀の設置基準等、事業者ごとの解釈が異なっているものについては、具体的な写真とともに基準が示されている「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ」（2021年4月1日資源エネルギー庁）を使用することで具体的な改善イメージを事業者とすり合わせながら改善指導を行う。
- ・草の繁茂がゴミのポイ捨ての増加や、防犯上の問題、道路の死角を作る等、発電所の管理不備により近隣の環境に悪影響を及ぼすことを説明し除草の実施を促す。

【関連する課題】

柵塀の設置、標識の設置、草の繁茂

好事例の活用

- ・HP等を活用し、好事例の周知を図ることで、事業者だけではなく地域の方々に対しても、地域と共生した再生可能エネルギーのかたちの理解促進を図る。
- ・法令遵守の側面からのアプローチだけではなく、草の繁茂解消による発電効率の向上や標識設置による発電所におけるトラブルの早期解決のメリット等を紹介する。

【関連する課題】

柵塀の設置、標識の設置、草の繁茂、地域共生

3.3 対応方針

地域共生に対する事業者への意識啓発強化

地域への事前周知の要件化に伴う対応

<取組の検討案>

- ・住民説明会が義務化されたことについての周知（HP等）
- ・義務化された住民説明会が適切に実施されていることに対しての認定審査時のチェック強化によるフォローアップ
- ・再エネサポート窓口設置を継続し、住民説明会未実施等の案件を早期に発見し、指導を実施。指導に応じない事業者に対しては、改正再エネ特措法に基づき、厳正な対応を行う
- ・草の繁茂対策等、地域トラブルに発展する可能性のあるものについて対応策を明確化し事前に地域と協議するよう促す

【関連する課題】

関係法令・条例、地域共生

資料編

- 1 通報案件に対する確認事項
- 2 現地調査実施報告書
- 3 自治体連携会議の開催
- 4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

1 通報案件に対する確認事項

通報案件別の確認事項の整理

サポート窓口寄せられた主な通報内容とそれに対する確認事項を以下のとおり整理する。

	通報案件の区分	対応	通報案件での主な確認事項
1	柵塀・標識	柵塀・標識の設置	- 柵塀・標識が設置されていない明確な事実があるか - 営農型等、特例として柵塀設置が免除されているケースではないか - 発電事業者は、設置義務違反であることを認識しているか
2	草の繁茂	雑草の除草等	- 草が繁茂している等の明確な事実があるか（発電設備の敷地のものなのか） - 除草作業が『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか
3	関係法令・条例	関係法令・条例の遵守	- 関係法令・条例に違反もしくは抵触している可能性は、あるか。違反もしくは抵触している事実が何か - 発電事業者は関係法令・条例に違反もしくは抵触していることを認識しているか - 違反に対する罰則等を認識しているか
4	地域共生	地域との関係構築	- 発電事業者は、地域住民の不安（不満等）について認識しているか - 発電事業者は、地域との関係構築が『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか - 発電事業者の説明の質・量に対して、地域住民の認識の違いを把握しているか - 発電事業者と地域との関係は、どの程度構築されているか
5	その他	通報者との認識の違いの有無確認	- 再エネ特措法以外での案件ではないか - 本サポート窓口で対応できる案件かどうか

柵塀設置に係る確認事項

ポイント

- ・外部から容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備と柵塀等との距離を置く
- ・構内に立ち入ることができないような高さの柵塀を設置する
- ・第三者が容易に取り除くことができない柵塀を用いる

＜適切な柵塀設置の事例①＞



金網フェンス等の第三者
が容易に取り除くことが
できないものにする

＜適切な柵塀設置の事例②＞



金網フェンス等の第三者
が容易に取り除くことが
できないものにする

(出所) 資源エネルギー庁「FIT制度に基づく柵塀及び標識等の設置義務に関するお知らせ(注意喚起)」から抜粋

- 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合
(塀つきの庭に設置する、私有地の中に発電設備が設置されその設置場所が公道から相当程度離れた距離にある等)
- 柵塀等の設置が困難な場合（屋根置き、屋上置き等）
- 営農上支障が生じると判断される場合

1 通報案件に対する確認事項

標識設置に係る確認事項

標識の記載事項に不備がある案件に対しては、以下のポイントに沿って指導を実施。

ポイント

【標識の記載文字が一部消えており認識できない場合】

→ 標識の修繕や追記をお願いします

【個人事業主が個人情報の開示に抵抗があり連絡先を記載していない場合】

→ 事業者であるという自覚を持っていただいた上で、事業用の電話番号の開設等の提案を行う

【事業途中で事業者情報に変更が生じたにもかかわらず変更届出をしていないため、登録情報と異なる事業者名の記載がある場合】

→ 資源エネルギー庁HPより速やかに変更手続きをすると同時に、標識記載内容の変更を要請する

ガイドラインに記載の標識例

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	設備ID	D×××××××15
	設置場所	東京都千代田区〇〇〇〇〇〇番地
	出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区〇〇〇〇〇〇番地
	連絡先	××-××××-××××
保守点検責任者	氏名	〇〇〇〇メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年×月〇日

- ・ 標識の設置は、設備内でのトラブル発生時や事故発生時等の緊急時、第三者が速やかに発電事業者と連絡をとる必要性があるため、発電事業者は設備内の標識に事業者情報を記載する義務がある
- ・ 左図にある情報の記載を、事業計画ガイドライン上で義務付けている
- ・ 紙への印刷、ラミネート等での作成は認められない
- ・ 繰り返し指導しても改善が無い場合、標識の設置は再エネ特措法で定められた事業者の義務であることを伝えた上で、標識が設置されない場合は、認定基準に適合していないことになるため、再エネ特措法第15条の規定に基づき認定の取消しを行う可能性があることを伝える

1 通報案件に対する確認事項

草の繁茂に係る確認事項

- 草の繁茂に係る発電所の管理については『事業計画策定ガイドライン』において努力義務という位置づけであり、地域への影響を含め、発電事業者に必要性を理解してもらうことが必要。
- 事業者と地域との意識において差があるため、地域共生の観点からの情報提供も必要。

- 指導ポイントとして、保守点検、地域共生（地域環境に与える影響）の観点がある。
【保守点検】発電設備に与える影響（発電効率が下がる）
【地域共生】草の繁茂を放置することによる道路の視界不良や、害獣や害虫の発生等、敷地外に与える影響
- 草の繁茂についてのトラブルは、全く除草を実施していないケースや、一定の除草をしているものが地域住民が求めるレベルには達していないケース等がある。
- 防草シート等によって、草の繁茂について対応はしているものの、防草シートの経年劣化を放置。痛んだ防草シートによって、雨水の流れが変わり、敷地外への濁水流出等の二次的問題が発生しているケースもある。

1 通報案件に対する確認事項

地域共生に係る確認事項

地域共生に関する通報の多くが、地域住民に対する説明会の実施に関するものである。
事業者に対しては、以下の観点から指導を実施。

住民説明会の開催

- 地域住民に対する説明会の実施は、『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項（努力目標）」となっている。
- 住民説明会開催に関しては、住民説明が全く実施されずに工事が開始されているケースや、一部（隣接する方のみ、自治会長のみ等）を対象とした住民説明は実施されたが、工事の開始を受けて他の住民から自分たちを対象とした住民説明会の開催を求めるケースの通報がある。
- 住民説明会の内容に関しては、説明が足りない、虚偽の説明（根拠が示されない）がされている、住民からの要望を聞いてくれないといった通報が多い。
- 地域住民に説明がされていないことにより、工事が開始されてから地域住民の反対により、工事自体がストップするケースもある。
（※地域住民の反対運動が報道等により周知され、工事がストップしたりするケースもある）
⇒事業者のデメリットも大きい。

視点

- 地域住民の理解が重要であると認識しているか
- 説明会における説明事項の把握、対象とする地域住民の範囲の把握等を理解しているか

事実確認

- 住民説明会の開催の有無
- 対象地域の範囲
- 説明会の内容

地域住民が納得する説明会開催が重要と事業者の説明

2 現地調査実施報告書

案件No.①	発電所所在地	三重県津市一志町	発電所出力	低圧
--------	--------	----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	×	×	×	—	—
調査結果	×	×	×	—	—

- ・通報者の家側だけ除草されていたが、残り半分の除草がされていない
- ・柵塀、標識が未設置

現地写真



問題点

- ・再エネ特措法で定められている柵塀、標識が設置されていない
- ・除草については、通報者からの要望を受けて実施はしているものの不十分であるため、除草未実施部分の除草を促す必要がある。

2 現地調査実施報告書

案件No.②	発電所所在地	三重県伊賀市阿保	発電所出力	低圧
--------	--------	----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	－	×	－	－	×
調査結果	△	×	○	－	△

- ・除草のために場内に放しているヤギが脱走し、町内を徘徊していると通報
- ・ヤギはいなかったが、柵塀の一部が大きく変形しており、この箇所からヤギが逃亡したものと推測される
- ・標識未設置

現地写真



問題点

- ・柵塀の一部が変形しており、再エネ特措法で定める「構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置する」という基準を満たしていない
- ・再エネ特措法で定められている標識が設置されていない

2 現地調査実施報告書

案件No.③	発電所所在地	三重県伊賀市大谷	発電所出力	低圧（10区画隣接）
--------	--------	----------	-------	------------

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	－	－	－	－	－
調査結果	×	△	×	×	×

現地写真



- ・低圧10区画が隣接
- ・各発電設備の境界に国有地の赤道があるが、境界は柵塀で区切られているものの、柵塀の上にパネルがかかっている（地上権の侵害の可能性あり）
- ・柵塀が境界点を示す赤杭を超えて設置されている
- ・柵塀の一部に外部から触れられる箇所がある
- ・柵塀は浅く地面に刺さっているだけで、強度不足が懸念される
- ・標識はあるが、外部から見えにくい場所に設置されている

問題点

- ・事業区域内に国有地（赤道）が含まれている可能性があり、事業計画申請地番外への設置の可能性がある
- ・敷地境界を示す赤杭を超えて設備が設置されており、事業計画申請地番の範囲の確認が必要
- ・柵塀は浅く地面に刺さっているだけで、「金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないもの」という基準を満たしていない
- ・標識はあるが外部から見えにくく、「発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること」という基準を満たしていない

2 現地調査実施報告書

案件No.④	発電所所在地	三重県松阪市市場庄町	発電所出力	低圧
--------	--------	------------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	×	×	×	—	—
調査結果	×	×	×	×	—

- ・標識未設置
- ・場内、周辺道路側ともに除草されていない
- ・施錠されていない

現地写真



問題点

- ・再エネ特措法で定められている柵塀、標識が設置されていない
- ・施錠されていないため、「この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずる」という基準を満たしていない
- ・通報者からの要望および道路の視界をさまたげており、除草実施を促す

2 現地調査実施報告書

案件No.⑤	発電所所在地	三重県松阪市中満町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	△	－	－	－	－
調査結果	△	○	○	－	－

- ・柵塀は3面設置、残り1面は笹の藪となっている。一部侵入可能な箇所あり
- ・柵塀の杭はアングル材を差し込んだだけのもので、強度に不安がある
- ・標識は設置済み

現地写真



問題点

- ・柵塀が無い部分は笹藪で、「構内に容易に立ち入ることができない」という状態にはなっている
- ・柵塀が再エネ特措法で定める「金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができない」という条件を満たしていない

2 現地調査実施報告書

案件No.⑥	発電所所在地	三重県松阪市八太町	発電所出力	高圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	△	－	－	－	－
調査結果	○	○	○	－	－

- ・柵塀、標識は設置済み
- ・柵塀の杭はアングル材を差し込んだだけのもので強度に不安があるが、道路からも離れており特に問題はないものと判断

現地写真



問題点

- ・再エネ特措法で定める「金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができない」という条件を充分満たしているとは言えないが、わざわざ柵塀近くまで侵入する可能性は低く、特に問題はないものと判断する

2 現地調査実施報告書

案件No.⑦	発電所所在地	三重県松坂市山室町	発電所出力	高圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	－	－	－	－	－
調査結果	○	○	△	－	△

- ・発電所建設後に、排水で水路があふれるようになったという地域からの通報
- ・発電所内に水が溜まっている状態を確認
- ・発電所近隣の側溝に土が流れ出た痕跡はあるが、発電所からの流出したものかどうかは特定できず

現地写真



問題点

- ・発電所内に水が溜まっており、排水計画に問題があるのではないかと推測される
- ・再エネ特措法に抵触する具体的な事象ではないため、通報者と発電事業者での協議にて問題解決をしていただく必要あり

2 現地調査実施報告書

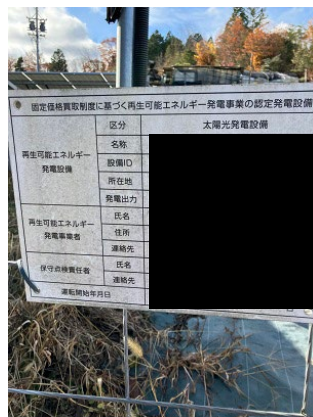
案件No.⑧	発電所所在地	岐阜県恵那市長島町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	—	—	△	△	—
調査結果	○	△	△	△	—

- ・雑草が敷地の外まで伸びているとの通報
- ・場内は除草されているが、一部雑草がブロックを超えている
- ・標識はあるが、判読不能

現地写真



問題点

- ・雑草が境界と思われるブロックを超えて隣地まで伸びている
- ・標識が判別不能で、標識の役目を果たしていない

2 現地調査実施報告書

案件No.⑨	発電所所在地	岐阜県恵那市笠置町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	－	－	×	－	－
調査結果	○	○	○	△	×

- ・隣地の所有者から、除草されていないとの通報
- ・場内は除草されているが、通報者が言われている隣地がどこを指すのか不明（通報者の地番の隣地は、発電所とは別の方が所有）
- ・柵塀と道路の間の除草が不十分だが、道路拡張工事中で境界があいまいな状態

現地写真



問題点

- ・通報者が指摘する隣地が不明
- ・道路再拡張工事完了後に、敷地境界と除草状況の再確認が必要

2 現地調査実施報告書

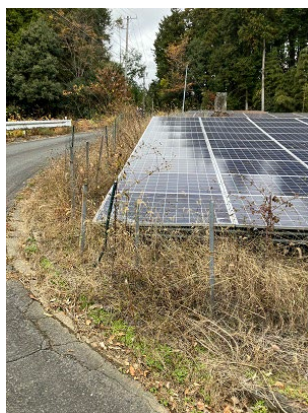
案件No.⑩	発電所所在地	岐阜県恵那市武並町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	－	－	－	－	－
調査結果	×	×	×	×	×

- ・柵塀の強度が不十分
- ・標識未設置
- ・場内の除草がされていない
- ・パネルが割れている（ガラスの飛散、感電、発熱・発火の危険）

現地写真



問題点

- ・柵塀はあるが、再エネ特措法で定めている「金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないもの」という基準を満たしていない
- ・標識が設置されていない
- ・ガラスが割れた破損パネルが設置された状態で残されており、ガラス等の飛散、感電事故、発火事故の危険あり

2 現地調査実施報告書

案件No.⑪	発電所所在地	岐阜県恵那市三郷町	発電所出力	高圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	—	—	—	×	—
調査結果	○	○	○	○	—

- ・雑草で道路の視界を妨げ通行時に危険として通報
- ・場内の除草は実施されている
- ・以前は道路わきにあるキュービクル敷地の除草がされておらず、通行の妨げになっていたようだが、現在は除草されている

現地写真



問題点

- ・通報内容確認できず

2 現地調査実施報告書

案件No.⑫	発電所所在地	岐阜県瑞浪市陶町	発電所出力	低圧
--------	--------	----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	○	○	－	－	－
調査結果	×	×	×	－	－

- ・柵塀強度不足
- ・柵塀が無い箇所があり、ここから場内に進入可能
- ・柵塀の外部から、パネルに手が届く
- ・標識なし

現地写真



問題点

- ・柵塀はあるが、再エネ特措法で定めている「金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないもの」という基準を満たしていない
- ・「第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする」という再エネ特措法の柵塀の基準を満たしていない
- ・標識が設置されていない

2 現地調査実施報告書

案件No.⑬	発電所所在地	愛知県豊橋市雲谷町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	—	—	—	△	—
調査結果	○	○	○	△	—

- ・土砂流出の通報
- ・隣地との境界法面に崩れたような形跡はあるが断定できず（元々脆い地層？）
- ・法面に防草シートが敷設されている

現地写真



問題点

- ・法面上部の住宅の方が法面が崩れて危険との通報であるが、再エネ特措法では該当する条項がなく、当事者同士で解決していただくしか方法はない

2 現地調査実施報告書

案件No.⑭	発電所所在地	愛知県田原市仁崎町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	△	×	—	—	—
調査結果	×	○	○	—	—

- ・柵塀不備、標識なしとの通報
- ・柵塀のかさ上げは、細い金属棒に有刺鉄線を一条張っただけで、かつ有刺鉄線のうえからパネルに手が届く

現地写真



問題点

- ・「第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする」という再エネ特措法の柵塀の基準を満たしていない

2 現地調査実施報告書

案件No.⑮	発電所所在地	愛知県田原市西山町	発電所出力	低圧
--------	--------	-----------	-------	----

不適切状況

	柵塀	標識	除草	周辺	その他
通報内容	△	—	—	—	△
調査結果	△	○	○	—	△

- ・柵塀の一部が生垣になっているとの通報
- ・西側に柵塀がなく、樹木や雑草があるが一部切れている箇所がある
- ・施錠がされておらず侵入が可能

現地写真



問題点

- ・柵塀が無い部分、および施錠されていない状態は、再エネ特措法に定める「この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること」という基準を満たしていない

3 自治体連携会議の開催

1. 自治体連携会議の趣旨・目的

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再生可能エネルギー発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠であるが、地域でトラブルになる再エネ発電設備の増加、安全性に対する地域の懸念といった課題は依然として存在している。

他方で、地域に根差した再エネ発電事業として、エネルギーの地産地消、地域のレジリエンス強化、地域循環型といった要素を持つ分散型エネルギーシステムを構築している事例も生まれつつある。

こうした課題や新しい動きや、地域の懸念の解消に向けた取組や地域に根差した再エネのあり方について、関係自治体と情報共有・交換等を行う会議を継続して開催している。

本年度は、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた政策や今後の取組等について情報を共有するとともに、管内での課題や再エネ促進事例に関して双方向で議論・情報交換することを目的に、資源エネルギー庁主催の地域連絡協議会と、中部経済産業局主催の自治体連携会議を合同で開催した。

2. 開催概要

北陸開催：令和5年 8月31日（木） 10：00～12：00 金沢勤労者プラザ 101 研修室

東海開催：令和5年10月20日（金） 10：00～12：00 栄ガスビル 栄ガスホール

3 自治体連携会議の開催

北陸開催【概要】

日時・場所	令和5年8月31日（木） 10:00～12:00 金沢勤労者プラザ 101研修室
出席者	会場参加自治体 19名 オンライン参加自治体 17名

【議事次第】

1. 挨拶（中部経済産業局）
2. 再生可能エネルギーを巡る政策動向（資源エネルギー庁）
3. 中部経済産業局における取組（中部経済産業局）
4. 各自治体における事例紹介
 - （1）富山県のカーボンニュートラルへの取組みについて
（富山県商工労働部商工企画課新産業創出班）
 - （2）北陸新幹線敦賀開業を契機とした脱炭素化へのパラダイムシフト
（敦賀市企画政策部ふるさと創生課嶺南Eコースト計画推進室）



3 自治体連携会議の開催

東海開催 【概要】

日時・場所	令和5年10月20日（金） 10:00～12:00 栄ガスビル 5F栄ガスホール
出席者	会場参加自治体 25名 オンライン参加自治体 22名

【議事次第】

1. 挨拶（中部経済産業局）
2. 再生可能エネルギーを巡る政策動向（資源エネルギー庁）
3. 中部経済産業局における取組（中部経済産業局）
4. 各自治体における事例紹介
 - （1）神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（神戸市環境局環境保全課）
 - （2）岡崎市における脱炭素を通じたまちづくり（先行地域事業）（岡崎市環境部ゼロカーボンシティ推進課）



4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

1. 愛知県

自治体	条例名	施行日
瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和元年10月1日改正
春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	令和3年3月18日改正
常滑市	常滑市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	平成31年1月1日
知多郡阿久比町	阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	令和4年4月1日改正
知多郡東浦町	東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日改正
知多郡南知多町	南知多町太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン	令和5年2月1日改正
知多郡美浜町	美浜町太陽光発電設備の設置に関するガイドライン	令和4年3月1日改正
知多郡武豊町	武豊町太陽光発電設備の設置に関するガイドライン	令和3年12月1日改正
新城市	新城市太陽光発電設備の設置等に関する指導要綱	令和3年4月1日改正
新城市	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	令和4年7月1日改正
田原市	田原市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	令和2年4月1日改正
北設楽郡東栄町	東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境の保全との調和に関する条例	令和2年9月15日
豊橋市	豊橋市まちづくり景観条例	令和3年3月29日
蒲郡市	蒲郡市景観条例	令和元年7月1日改正
大府市	大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和3年7月1日

4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

2. 三重県 1/2

自治体	条例名	施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	令和5年4月12日改正
三重県	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和3年2月10日改正
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	令和4年3月31日改正
志摩市	小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成29年12月1日
志摩市	志摩市太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン	平成31年4月1日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全と調和に関する条例	平成30年3月27日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和2年4月1日
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	令和5年9月改訂
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成30年1月15日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	平成31年4月1日
伊賀市	伊賀市太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱	令和4年4月1日改正
多気郡大台町	大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和3年3月31日改正
度会郡南伊勢町	南伊勢町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和2年3月25日
南牟婁郡御浜町	御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年10月21日改正

4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

2. 三重県 2/2

自治体	条例名	施行日
南牟婁郡紀宝町	紀宝町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和元年10月1日
亀山市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和3年1月25日
伊勢市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成29年11月22日

3. 岐阜県 1/2

自治体	条例名	施行日
大垣市	大垣市環境基本条例	平成30年4月1日改正
中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和3年4月1日改正施行
中津川市	太陽光発電設備設置に関する取扱い要綱	平成28年1月1日
恵那市	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例	令和5年11月1日改正施行
恵那市	恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱	平成28年4月1日
恵那市	恵那市太陽光発電設備の設置に関する条例	令和3年6月30日
瑞浪市	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	令和2年4月1日施行
瑞浪市	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例	令和2年4月1日改正

4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

3. 岐阜県 2/2

自治体	条例名	施行日
可児郡御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例	令和2年3月24日改正
可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	令和4年4月1日改正
加茂郡白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成30年4月1日
加茂郡八百津町	八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成28年7月1日
加茂郡富加町	富加町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日
多治見市	多治見市美し風景づくり条例	平成27年9月30日改正
関市	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和元年10月1日施行
関市	関市開発指導要綱	平成29年5月1日
下呂市	太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドライン	平成29年9月28日
土岐市	土岐市生活環境保全に関する条例	令和3年6月30日改正
土岐市	土岐市土地開発指導要綱	令和3年4月1日改正
土岐市	土岐市太陽光発電設備指導要綱	平成27年8月1日
高山市	高山市美しい景観と潤いのある街づくり条例	平成29年4月1日

4 中部地域自治体における太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

4. 石川県

自治体	条例名	施行日
石川県金沢市	金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に関する条例	令和5年4月1日施行
羽咋郡志賀町	志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	令和2年3月10日

5. 富山県

自治体	条例名	施行日
富山県	富山県景観条例	平成15年4月1日
富山市	富山市景観まちづくり計画	令和5年10月1日
氷見市	氷見市景観条例	令和5年10月1日

- なっとく！再生可能エネルギー

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

- 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト

<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

- 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

- F I T制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20210401.pdf

- 標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まりについて

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/community/dl/02_04.pdf

- 再生可能エネルギー 固定価格買取制度等 ガイドブック 2023年度版

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2023_fit_fip_guidebook.pdf

- 地域と共生した再生可能エネルギーの大量導入にむけて（経済産業局）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/community/dl/06_01.pdf

- 改正再エネ特措法の施行に向けて

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/012_01_00.pdf

- 傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023 年版

<https://www.nedo.go.jp/content/100960314.pdf>

参考資料

- 説明会などの認定要件化に関する詳細設計の考え方（案）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/009_01_00.pdf
- 標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まりについて
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/community/dl/02_04.pdf
- 「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版」
<https://www.nedo.go.jp/content/100895022.pdf>
- RILG 一般財団法人 地方自治研究機構
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/122_renewable_energy.htm/
- JPEA 太陽光発電協会
<https://www.jpea.gr.jp/guide/>
- 地域と共生した再生可能エネルギー導入の為の事業規律強化とFIT/FIP制度の適正な運用について
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/052_s01_00.pdf
- 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_se_tsumeikai.pdf
- FIT/FIP制度の適正な運用について（適正な廃棄等の担保等）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/053_04_00.pdf



エコリンクス株式会社